

ものづくり支援センターしもすわ ホームページ作成等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、IT活用を促進し、受注力や情報発信力等の強化による企業競争力の向上を図るため、町内の製造業者及び製造業に関連する中小企業者がホームページを新規に立ち上げる為の経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製造業者とは、原材料等を加工することにより製品を生産・提供する事業者をいう。
- (3) 製造業に関連する事業者とは、製造業が生産活動を実施するにあたり必要となる卸、小売り、サービス等の事業をいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り。

- (1) 対象事業者 申請時に自社のホームページによる情報発信をしていなかった企業で下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税（原則事業税及び固定資産税等）が確認できること
- (2) 経費 ホームページを作成するための外注費。ただし、Eメールの受送信ができ、ものづくり支援センターしもすわからのメールマガジンの配信を受ける事。（国又は長野県等の補助金等を受けている経費を除く）
※外注せずに作成したホームページに関する経費は対象としない。
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助率)

第4条 補助対象経費の合計額の3分の2以内とし、1事業所につき、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

(対象期間)

第5条 1月1日から12月31日の間にホームページが公開され、経費の支払いが終了し、ものづくり支援センターしもすわのメールマガジンの受信をしていること。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわのホームページ作成等補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、ホームページURLおよびメールアドレス、支払いを証する書類等を添付して、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(交付決定および請求)

第8条 1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわホームページ作成等補助金交付決定通知(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、すみやかにホームページ作成等補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改訂